

お客様各位

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに山形県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じて、当該お取引に制限をさせて頂くことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年12月
山形中央信用組合

顧客管理方針

令和 5年12月 1日 施行



顧客管理方針

(目的)

第1条 本方針は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る基本規程第3条(1)号に定めるリスク低減措置のうち、当組合が特定・評価したマネロン等リスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして講ずべき低減措置を判断・実施する一連の取組み(以下、「顧客管理」(CDD)という。)について、その基本的な方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において使用する用語の定義は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」、その他関係法令の定義と同義とする。

(継続的な顧客管理)

第3条 当組合は、別途定める「顧客受入要領」および「顧客受入方針」に基づき、信用組合業界共通システムであるSAMLシステムにより個々の顧客や当該顧客が行う取引に内在するマネロン等リスクに応じて多角的な調査・分析を行い、顧客受入れの可否判断を行う。

また、ひとたび受け入れた顧客であっても、その申告事実に虚偽や変更の可能性があることに加え、取引フィルタリングに使用したブラックリスト(反社会的勢力リストや制裁対象者リスト等)が随時更新されることなどを踏まえ、顧客のマネロン等リスクに応じた継続的な顧客管理(取引モニタリング・取引フィルタリングを含む。)を行う。

(各部門の役割と責任)

第4条 顧客取引部門は、顧客に関する情報を収集・分析し、顧客管理に関する第一義的な判断を行うとともに、厳格な顧客管理(EDD)を要する場合等、必要に応じ、統括管理者ないし統括管理部門に報告・相談を行う。

2 統括管理者ないし統括管理部門は、本邦の関係法令・諸規制の動向や当組合が直面するマネロン等リスクに関する情報を収集・分析し、当組合の継続的な顧客管理が計画的に行われるよう統括するとともに、継続的な顧客管理が効果的に行われるよう顧客取引部門を牽制・支援する。

(顧客受入要領および顧客管理要領の制定・改定)

第5条 統括管理部門は、顧客取引部門が効果的に顧客管理を行うことができるよう本方針の細則として「顧客受入要領」および「顧客管理要領」を制定し、当組合が

直面するマネロン等リスクに応じて、定期的にまたは必要に応じて随時改定し、周知徹底する。

(顧客に対する公正な対応)

第6条 当組合は、その提供する商品・サービスがマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に悪用されないよう努めるとともに、大多数を占める通常の顧客への利便性にも十分に配慮し、合理的な理由なく顧客を排除することのないよう公正な対応に努める。

(所管)

第7条 本方針は、事務部が所管する。

附 則

この方針は、令和 5年12月 1日から実施する。

顧客受入方針

制定 令和5年1月4日



山形中央信用組合
YAMAGATA CHUO SHINYOKUMIAI

顧客受入方針

当組合は、犯罪収益の移転を未然に防止するため、お客さまと取引を行う際に取引時確認が必要となる取引及び同取引に係るお客さまの属性情報の取得・管理については、犯罪収益移転防止法などの法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえ、以下の各事項について適切な対応を実施します。具体的には、以下の取引の種類に応じて取引時確認を実施します。なお、お客さまが取引時確認に応じない場合には、取引時確認にお客さまが応じるまで当該取引を謝絶します。

また、犯罪収益の移転の危険性が高いものとして、お客さまとの取引が別紙に該当すると判断した場合には、速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの措置を実施します。

1. 預金口座の開設、200万円を超える大口現金の受払いをする取引、為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引等（敷居値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなのは一の取引とみなす。）

- 上記取引において当組合が確認する事項及びその確認方法は、下表のとおりです。
- 上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。

2. 特別の注意を要する取引（①マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引、②同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引）

- 上記「1.」と同様。

3. ハイリスク取引（①なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引、②マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引、③重要な公的地位にある者（外国PEPs）との取引）

- 上記取引において当組合が確認する事項及びその確認方法は、下表のとおりです。なお、マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常よりも厳格な方法により確認します。
- 上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。

確認事項	通常取引（上記1、2）	ハイリスク取引（上記3）
本人特定事項 (個人) 氏名、住居、生年月日 (法人) 名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人) 運転免許書、在留カード、旅券（パスポート）等顔写真のある公官庁発行書類など (法人) 登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものなど	通常取引に際して確認した書類 ＋ 上記以外の本人確認書類
取引を行う目的	申告	申告
(個人) 職業 (法人) 事業の内容	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人（全ての法人に存在）)	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿（資本多数決の原則を採る法人の場合）、登記事項証明書（資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合）など ＋ 代表者等からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。)		(個人) 源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人) 貸借対照表、損益計算書など

以上

犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例

1. 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引（顧客属性や取引態様に見合わない場合）
2. 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額のもの
3. 架空、他人、実体が無い法人との疑いがある口座の利用
4. 匿名または架空と思われる名義での送金を受ける口座の取引
5. 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
6. 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
7. 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入手金が行われた口座の取引
8. 入金口座から現金で払い戻した直後に、その現金を送金する取引（払戻口座の名義別に送金する場合）
9. 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合）
10. 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合）
11. 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）」に示された取引
12. その他当組合が「疑わしい取引」を判断する取引